

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見及び留意事項について

(1) 大規模小売店舗の所在地及び名称

岸和田市上松町 499 番 13

(仮称) クスリのアオキ岸和田上松店

(2) 大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による届出を行った日

令和 7 年 8 月 22 日

(3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により令和 7 年 8 月 22 日付で届出のあった「(仮称) クスリのアオキ岸和田上松店」については、「指針」を勘案し、総合的に判断したところ、同法第 8 条第 4 項の規定による意見はありません。

つきましては、営業開始後においても、届出内容を遵守するとともに、「指針」に十分配慮し営業してください。

(4) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る留意事項

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により令和 7 年 8 月 22 日付で届出のあった「(仮称) クスリのアオキ岸和田上松店」の運営にあたっては、下記の事項に十分留意してください。

記

夜間における騒音レベルの最大値の予測値については現況の騒音を下回っているが、一部で規制基準を上回る箇所があることから、住民等から苦情があった場合は迅速に必要な措置を講じること。

以上